

## 訴訟費用の負担の裁判と訴訟費用額の確定手続について

### 1 訴訟費用の負担

#### 訴訟費用の敗訴者負担の原則

訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする（民事訴訟法 6 1 条）。

#### 一部敗訴の場合の負担

一部敗訴の場合における各当事者の訴訟費用の負担は、裁判所が、その裁量で定める。ただし、事情により、当事者の一方に訴訟費用の全部を負担させることができる（民事訴訟法 6 4 条）。

### 2 訴訟費用の負担の裁判

裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における訴訟費用の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部または中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる（民事訴訟法 6 7 条 1 項）。

上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする（民事訴訟法 6 7 条 2 項）。

### 3 訴訟費用額の確定手続

#### 訴訟費用額の確定

訴訟費用の負担の額は、その負担の裁判が執行力を生じた後に、申立てにより、第一審裁判所の裁判所書記官が定める（民事訴訟法 7 1 条 1 項）。

裁判上の和解が成立し、訴訟費用の負担割合を和解で定めながら、その額までは定めなかったときも、訴訟費用額は第一審裁判所の裁判所書記官が定める（民事訴訟法 7 2 条）。裁判及び和解によらないで事件が完結したときは、申立てにより、第一審裁判所は、決定で、費用の負担を命じ、その裁判所の裁判所書記官は、その決定が執行力を生じた後に、その負担額を定めなければならない（民事訴訟法 7 3 条 1 項）。

#### 訴訟費用の負担額確定の申立て

訴訟費用の負担額の確定を求める申立ては、書面でしなければならない（民事訴訟規則 2 4 条 1 項）。この申立てにより、訴訟

費用の額を定める処分を求めるときは、当事者は、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面を裁判所書記官に提出するとともに、申立書及び費用計算書を直送（当事者が相手方に対して直接送付すること）しなければならない（民事訴訟規則 24 条 2 項）。

#### 負担額の確定処分

裁判所書記官は、負担額の確定処分をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに申立人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を、一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない（民事訴訟規則 25 条 1 項）。相手方がこの期間内に費用計算書又は費用額の疎明に必要な書面を提出しないときは、裁判所書記官は、申立人の費用のみについて、訴訟費用の負担の額を定める処分をすることができる（民事訴訟規則 25 条 2 項本文）。

当事者双方が訴訟費用を負担する場合で、相手方が期間内に費用計算書等を提出したときは、各当事者が負担すべき費用は、その対当額について相殺があったものとみなされる（民事訴訟法 71 条 2 項）。

相手方が期間内に費用計算書等を提出しなかったときでも、相手方が訴訟費用の負担の額を定める処分を求める申立てをすることを妨げない（民事訴訟規則 25 条 2 項但書）。

訴訟費用の負担額を定める処分は、これを記載した書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印してしなければならない（民事訴訟規則 26 条）。この処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる（民事訴訟法 71 条 3 項）。

#### 負担額の確定処分に対する不服

裁判所書記官の確定処分に対する異議の申し立ては、その告知を受けた日から 1 週間の不変期間内にしなければならない（民事訴訟法 71 条 4 項）。この異議の申し立ては裁判所に対して行う。この異議の申し立ては、執行停止の効力を有する（民事訴訟法 71 条 5 項）。裁判所は、裁判所書記官の確定処分に対する異議の申し立てを理由があると認める場合において、訴訟費用の負担の額を定めるべきときは、自らその額を定めなければならない（民事訴訟法 71 条 6 項）。異議の申し立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる（民事訴訟法 71 条 7 項）。